

◇長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品¹⁾を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発医薬品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養²⁾として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

1) 長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

2) 選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで、保険外診療にあたります。透析患者さんなど公費を使用している方も、別途料金が発生します。

◇生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）

令和6年度の診療報酬改定により、高血圧症、糖尿病および脂質異常症を主病として通院されていた患者さんは、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。

患者さんには、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者さんの同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。初回時に『療養計画書』への患者さんの署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。

◇長期処方・リフィル処方箋

患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方箋の発行を行う場合がございます。

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。

2024年10月

尾崎病院